

# 久留米市次期総合計画基礎調査業務委託仕様書

## 1 業務名

久留米市次期総合計画基礎調査業務

## 2 業務目的

都市づくりの指針となる久留米市次期総合計画の策定に資する資料の収集等を目的として、データから分析する人口減少社会下における久留米市の持続可能な都市づくりをテーマとした基礎調査を行う。

## 3 業務期間

契約の締結日の翌日から令和6年3月31日まで

## 4 調査テーマ

「データから分析する人口減少社会下における久留米市の持続可能な都市づくり」

## 5 業務内容

調査テーマの趣旨を踏まえ、次の項目について調査・検討及び資料の作成等を行う。なお、調査項目の詳細については、市と受託業者との協議により内容を確定するものとする。

### (1) 進行する久留米市の人口減少の要因からの分析

- ・久留米市についての基礎データの整理
- ・人口と関連している又は関連すると考えられる分野の基礎データの抽出とクロス分析
- ・人口の将来推計とその推計が各分野に与える影響分析

### (2) 人口が増加している類似団体との比較からの分析

- ・人口が増加しているタイプが異なる複数の類似団体との基礎データの比較
- ・類似団体の人口と関連している又は関連すると考えられる分野の施策の有効性分析
- ・類似団体との比較から久留米市の現状を評価

### (3) 人口に影響を与える社会環境の変化からの分析

- ・人口に影響を与えている又は与えていると考えられる社会環境の変化について、基礎データの抽出・分析
- ・今後、人口に影響を与えると考えられる社会環境の変化について、基礎データの抽出・分析

### (4) 人口減少社会下における久留米市の持続可能な都市づくりに向けた提案

- ・(1)～(3)の分析から、久留米市の現状、特性及び課題を明確化
- ・10年後の久留米市を見据え、持続可能な都市づくりに必要な視点と目指すべ

きまちづくりの方向性、戦略的な取組について提案

(5) (1) ~ (4) の他、今後のまちづくりに資する効果的な調査・分析等

## 6 業務における留意事項

本業務の実施にあたって、以下の点について留意すること。

(1) 基礎データの例示は次の通り。

分野	項目例
①人口	人口構成、世帯構成、外国人、大学生、自然動態、社会動態、人口増減率、将来推計人口、合計特殊出生率、未婚率、昼夜間人口、通勤・通学、DID 等
②産業	企業・事業所数、産業団地面積、研究施設数、従業者数、労働力人口、就業者数、有効求人倍率、就職率、失業率、賃金水準、売上金額、付加価値額、年間商品販売額、製造品出荷額等、観光入込客数、耕地面積、耕地放棄面積、農業産出額 等
③健康・福祉	国保被保険者数、国保医療費額、介護認定者数、介護施設数、障害認定者数、障害施設数、病院数、病床数、医師数、生活保護者数 等
④子育て・教育	保育園数・園児数、幼稚園数・園児数、学校数・児童生徒数、放課後児童クラブ数・児童数、学力水準、不登校者数 等
⑤市民生活	社会施設数、通信環境整備状況、ごみ排出量、リサイクル率、犯罪件数、交通事故件数、消費生活相談数、男女共同参画状況、自治会加入率、 等
⑥生活インフラ	公営住宅戸数、上下水道普及率、公園面積、鉄道利用者数、路線バス利用者数、幹線道路整備率 等
⑦建物	持ち家数、空き家数、空き店舗数、地価水準 等
⑧行政	職員数、公共施設面積、財政力指数、経常収支比率、実質公債比率、将来負担比率、市債残高 等
⑨土地利用	可住地面積、市街化調整区域面積、工業・準工業地域面積 等
⑩その他	認知度、魅力度、各種ランキング 等

(2) 中期、長期の別を明確にした上で分析を行うこと。

(3) 各調査・分析項目についてはベンチマークとしての継続活用及び客観的な検証可能性に留意すること。

## 7 スケジュール

(1) 8 月上旬：調査項目の協議検討、調査開始

(2) 毎月下旬：業務の遂行状況について報告

(3) 11月下旬：調査報告（中間報告書）の提出

(4) 2月29日：調査報告（確定版）の提出

(5) 3月下旬：成果物の納品

## 8 成果物の納品

- (1) 久留米市新総合計画次期基本計画基礎調査報告書【A4版200部】
- (2) 基礎調査報告書に付随する資料集【A4版200部】
- (3) 上記(1)、(2)のデータ一式(市が指定する媒体)
- (4) その他当該業務に付随する資料で、特に市長が求めたもの

## 9 その他留意事項

- (1) 法令の遵守  
本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 再委託  
本業務の受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。  
なお、業務の一部を委託する場合は、あらかじめ久留米市の同意を得るものとし、再委託を行った作業の成果については、受託者が全責任を負うこと。
- (3) 著作権  
ア 本業務の成果品の所有権、著作権及びその他一切の権利は、久留米市に帰属するものとする。但し、成果品に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。  
イ 業務の成果品等に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれる場合には、権利は受託者に留保されるが、久留米市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲内において、これを無償で利用できるものとする。
- (4) 第三者の権利侵害  
受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 秘密の保持  
受託者は、本業務を通じて知りえた秘密の第三者への漏洩、資料およびデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じなければならない。  
また、本業務のデータ等の使用、保存、処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、久留米市の指示に従わなければならない。
- (6) 損害賠償  
本業務の遂行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により、久留米市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (7) 疑義に関する協議  
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度久留米市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。また久留米市は、業務の期間中、いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。